

財関第772号  
平成19年6月11日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 関税定率法基本通達の一部改正について

標記のことについて、下記のとおり改正することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、第2については、平成19年7月1日から実施することとする。

#### 記

第1 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。以下のように改める。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。